

もっと知りたい！こどものための 交通安全だより

令和6年
(2024年) **11月**
大阪府警察本部 交通総務課

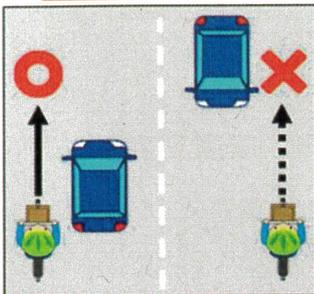
11月は... 自転車マナーアップ強化月間



交通ルールを守って安全に自転車にのろう！

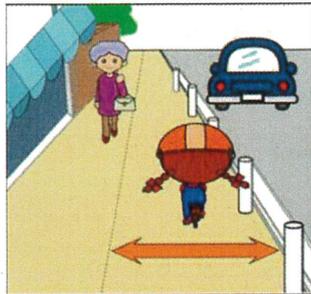
① 自転車の走る場所

車道を走るとき



一番左がわを
走りましょう！

歩道を通るとき



車道寄りをゆっくり
通りましょう！

※小学生はいつでも歩道を通れます

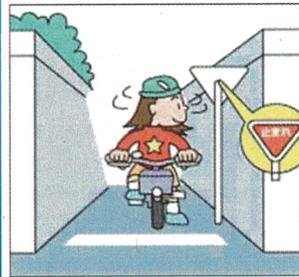
② ヘルメットをかぶる



大切な頭と命を守るために
ヘルメットをかぶりましょう！

※自転車にのる人はみんなかぶろう

③ 安全確認をする



止まれ
STOP
の標識がある所や
まわりの見えにくい危ない
所では一度止まって
『右・左・右の後ろ』
の安全確認をしましょう！

保護者の皆様へ

令和6年11月1日から道路交通法に『酒気帯び運転』と『携帯電話使用等』の規定が新たに整備され罰則が強化されます。

酒気帯び運転の禁止

罰則 3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

車両提供罪

罰則 3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

酒類提供罪・同乗罪

罰則 2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金



携帯電話使用等の禁止

携帯電話使用等(保持)

走行中、携帯電話等を手で持って
通話したり、画面を注視すること

罰則 6月以下の懲役又は
10万円以下の罰金

携帯電話使用等(交通の危険)

携帯電話等を使用して走行し交通事故を
起こすなど交通の危険を生じさせること

罰則 1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金



還付金詐欺の被害が急増しています！

ATMでの振込限度額を0円(少額)に設定しませんか？
設定すれば、還付金詐欺の被害をストップできます。
ご家族の方とぜひ一度ご検討を。

